学校において予防すべき感染症の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 病　　　名 | 出席停止期間の基準 |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がﾍﾞｰﾀｺﾛﾅｳｲﾙｽ属SARSｺﾛﾅｳｲﾙｽによるもの）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔平成十年法律第百四十号〕第六条第三項第六号に規定する特定インフルエンザ（次号及び第十九条第二項イにおいて同じ）であって、血清亜型がH5N1及びH7N9であるもの）、中東呼吸器症候群、指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで |
| 第２種 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん（３日はしか） | 発疹がなくなるまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主な症状がなくなった後２日を経過するまで |
| 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがなくなるまで（医師の診断による） |
| 第３種 | 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、  その他の感染症※下記表示 | 感染のおそれがなくなるまで（医師の診断による） |

※その他の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、帯状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟ぞく腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性単核症、ＥＢウイルス感染症、〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　※令和５年４月28日付け文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「第１種」から「第２種」に変更となりました。